

自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令案について

1. 背景

令和 3 年 12 月に、我が国におけるデジタル社会の実現を目指して、書面、目視、常駐、実地参加等のアナログ的手法を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とするなどの原則を示した「構造改革のためのデジタル原則」（以下「デジタル原則」という。）が策定された。同原則に沿って、令和 4 年 6 月、我が国のデジタル改革等を計画的かつ効果的に進めるための政府の取組方針が「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会決定。以下「一括見直しプラン」という。）として策定された。

この一括見直しプランに基づき、国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている書面掲示規制等のアナログ規制について、デジタル原則の観点から横断的に点検・見直しを行うこととなった。

これを踏まえ、自動車登録番号標交付代行者規則（昭和 26 年運輸省令第 69 号）等について、自動車登録番号標を交付する業務を行う日時等を事業場等へ「掲示」する等と規定している書面掲示規制を有しているところ、一括見直しプランに基づきデジタル化を進めるべきと整理された条項について、掲示等情報のデジタル化からオンラインでの公開等に至るまでのデジタル完結を基本とするよう改正を行うほか、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

書面掲示規制を有する国土交通省所管省令のうち以下の省令について、ウェブサイトへの掲載を追加するとともに、具体的な掲示の方法及び適用除外関係についても定めるほか、所要の改正を行うこととする。

- 自動車登録番号標交付代行者規則第 6 条
- 道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号
- 港湾法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 98 号）第 3 条の 10 第 1 項
- 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項及び第 4 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 3 項、第 16 条、第 17 条
- 小型船造船業法施行規則（昭和 41 年運輸省令第 54 号）第 21 条第 1 項
- マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 110 号）第 81 条

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 6 年 4 月
施 行：令和 6 年 6 月